

松本市告示第470号

松本市個別避難計画の作成等に関する要綱を次のように定める。

令和7年7月1日

松本市長 臥雲 義尚



松本市個別避難計画の作成等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。)第49条の14第1項の規定による個別避難計画の作成、管理等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、松本市避難行動要支援者名簿に関する条例(平成31年条例第2号)で使用する用語の例によるほか、次に定めるところによる。

- (1) 個別避難計画 避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画をいう。
- (2) 避難支援者 避難支援等関係者のうち個別避難計画に係る避難行動要支援者について避難支援等を実施する者(法第49条の14第3項第1号に規定する「避難支援等実施者」)をいう。
- (3) ささえあいマップ 町会、常会、隣組等が災害時に備えて作成する地図のうち、社会福祉法人松本市社会福祉協議会等の支援を受けて作成したものをいう。

(対象者)

第3条 個別避難計画の作成の対象となる者(以下「対象者」という。)は、法第49条の10第1項に規定する避難行動要支援者名簿(以下「名簿」という。)に記載又は記録(以下「記載等」という。)がされている避難行動要支援者のうち、避難支援等関係者に対して名簿に記載等がされている氏名、生年月日その他の法第49条の10第2項各号に掲げる情報が提供されることに当該本人が同意した者とする。

2 前項に規定する同意の有無は、松本市避難行動要支援者名簿に関する条例施行規則(令和元年規則第1号)第4条第1項に規定する松本市避難行動要支援者名簿情報提供拒否届出書の提出により確認するものとする。

(個別避難計画)

第4条 個別避難計画には、法第49条の10第2項第1号から第6号まで並びに第49条の14第3項第1号及び第2号に掲げる事項のほか、同項第3号に掲げる事項として次に掲げる事項の記載等をするものとする。

- (1) 対象者と同居する家族等の氏名
- (2) 対象者の緊急時の連絡先となる者の住所、氏名及び連絡先
- (3) 対象者の主な疾患及び障害その他対象者の避難時に配慮が必要な事項

2 前条の規定にかかわらず、ささえあいマップにおいて前項各号に規定する事項の記載がある者は、個別避難計画が作成されているものとみなす。

(個別避難計画の作成者)

第5条 市は、対象者に係る避難支援等関係者と連携して、当該対象者に係る個別避難計画を作成するものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、当該個別避難計画の作成に関する業務の全部又は一部について、次の各号のいずれかに該当する者（以下「委託事業者等」という。）に委託することができる。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者又は同法第115条の46条第1項に規定する地域包括支援センター
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項に規定する指定一般相談支援事業者又は同法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者
- (3) 健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険法第8条第4項に規定する訪問看護を行う事業者
- (4) その他市長が適当と認める者
（委託料）

第6条 市長は、前条の規定により個別避難計画の作成に関する業務を委託したときは、委託事業者等に対し、別表に定める額を支払うものとする。

（個別避難計画の作成に係る同意等）

第7条 市及び委託事業者等は、第5条の規定により個別避難計画を作成するときは、事前に対象者及びその家族（以下「対象者等」という。）に対して、個別避難計画の作成に係る趣旨及び法第49条の15第2項又は第3項の規定による個別避難計画情報（第5条の規定により作成した個別避難計画に記載等がされた情報をいう。以下同じ。）の提供に係る事項について説明し、対象者等の同意（法第49条の15第3項に規定する場合に係る同意を除く。）を得なければならない。

2 市及び委託事業者等は、第5条の規定により個別避難計画を作成するときは、対象者の居住先等を訪問し、対象者等から第4条第1項各号に規定する事項その他個別避難計画の作成に必要な事項について聴取するものとする。この場合において、個別避難計画は、対象者等の意向を反映させたものでなければならない。

（避難情報の提供）

第8条 市及び委託事業者等は、第5条の規定により個別避難計画を作成するときは、対象者等に対して、住居及び居所のハザードの状況その他災害時の避難に関する情報を提供しなければならない。対象者について個別避難計画の作成に至らなかったときも、同様とする。

2 委託事業者等は、前項後段に規定する場合には、その内容について市長に報告しなければならない。

（避難支援等関係者との連絡調整）

第9条 市及び委託事業者等は、第5条の規定により個別避難計画を作成するときは、対象者の近隣の住民、対象者が利用する福祉サービスに係る事業者その他の避難支援等関係者と対象者の避難時の支援の方法について連絡調整に努めるものとする。

（個別避難計画の提出等）

第10条 委託事業者等は、対象者に係る個別避難計画を作成したときは、速やかに市長に当該個別避難計画を提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により提出された個別避難計画の内容を確認し、修正又は補正が必

要な箇所があると認めるときは、委託事業者等にその旨を通知し、修正又は補正をした後の個別避難計画を再提出させるものとする。

- 3 市長は、個別避難計画を作成したとき若しくは個別避難計画が第1項の規定により提出されたとき又は前項の規定により再提出されたときは、当該個別避難計画の写しを対象者等及び避難支援者に交付するものとする。

(対象者以外の者への対応)

第11条 市長は、第3条第1項の規定にかかわらず、個別避難計画の作成が必要であると認める者があるときは、当該本人及びその家族等に対し、松本市地域防災計画及び個別避難計画の作成に係る趣旨を説明するものとする。

- 2 前項に規定する説明を受けた者が名簿への記載等及び個別避難計画の作成を希望するときは、対象者となること並びに当該名簿の記載等及び個別避難計画の作成に係る当該本人の同意が確認できる書類を市長に提出しなければならない。

- 3 対象者以外の者に係る個別避難計画の作成については、第4条から前条までの規定を準用する。

(個別避難計画の管理)

第12条 個別避難計画は市長が保管し、写しを対象者等、避難支援者及び委託事業者等が保管するものとする。

- 2 対象者等、避難支援者及び委託事業者等は、個別避難計画情報が漏えいすることがないように、個別避難計画の写しを適切かつ厳重に管理し、当該写しを紛失したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(個別避難計画の更新)

第13条 市長及び委託事業者等は、個別避難計画を作成した対象者に次に掲げる状況が発生したことを知ったときは、速やかに個別避難計画の記載等の内容を更新するものとする。

(1) 第4条第1項に規定する事項の一部又は全部について変更が生じたとき。

(2) その他市長が必要と認めるとき。

- 2 対象者等及び避難支援者は、前項の規定による更新を行う前の写しについて、個別避難計画情報が漏えいすることがないように、適切に処理しなければならない。

(個別避難計画の更新の手続)

第14条 個別避難計画の更新に係る手続については、第7条から第10条まで及び第12条の規定を準用する。

(秘密保持等)

第15条 市、対象者等及び委託事業者等は、避難支援等の実施以外の目的で個別避難計画情報を利用してはならない。

- 2 避難支援等関係者は、第9条の規定による連絡調整において知り得た対象者等の情報を、当該対象者の避難支援等の実施以外の目的で利用し、又は漏らしてはならない。その役割を退いた後も、同様とする。

- 3 市長は、委託事業者等がこの要綱に違反したときは、提供を受けた個別避難計画を直ちに返却するよう求めることができる。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する

別表（第6条関係）

業務	委託料（消費税及び地方消費税を除く。）
個別避難計画の作成	1件につき 7,000円